

# 第四部 社會思想家の運動

概説	四二	第二節 學生聯合會脫退強要事件	四九
第一篇 社會主義的運動	四二	第三節 文相の内訓とその反對運動	四九
第一章 社會主義的團體の設立及解散	四二	第四節 學生自治運動	四〇
第一節 社會主義的團體の設立	四二	第五章 婦人運動	五一
1 黑色聯盟	四二	第六章 水平社運動	五二
2 大衆教育同盟	四二	第七章 朝鮮に於ける運動	五三
3 其他	四二	第八章 臺灣に於ける運動	五四
第二節 社會主義的團體の解散	四二	第九章 社會主義的運動の取締及對策	五四
第二章 社會主義的團體及個人の運動	四三	第二篇 反社會主義的運動	四五
第一節 社會主義團體各國の運動	四三	第一章 青年訓練所	四五
1 無産青年同盟	四三	第二章 國粹主義的運動	四五
2 黑色聯盟	四三	第一節 國粹會	四五
3 統一同盟	四三	第二節 國本社	四六
4 獨立勞働協會	四三	第三節 大東文化協會	四六
第二節 其他の社會主義團體及個人の運動	四三	第四節 其他諸團體の運動	四六
第三章 特殊事件	四四		
一、ギロチン團事件	四四		
二、共產黨事件	四四		
三、朴烈事件	四五		
第四章 學生運動	四五		
第一節 京都學生事件	四六		

## 概 説

社會思想家の運動として大正十五年度に於て最も注目すべき傾向は、學生社會科學運動の異常なる勃興である。知識階級の失業續出と生活不安は、學生の社會科學運動を急速に發展せしめたが、本年度に於ては、京都の所謂學生事件を轉機として、より一層の深刻味を加へ、殊に學生の一團を中心とする所謂極左翼の理論が論壇を賑はさんことは特筆さるべき表徴的の出來事である。

學生を除く一般社會思想家の運動は、或は無産政黨運動の中に直接に吸収せられ、或は潜行的の運動となつて背後にかくれ、従つて表面上は特にとり立て、言ふべきほどのものはなくなつた。これも一般的傾向の一として注目すべき現象であらう。

學生運動の勃興に伴つて當局のこれに對する彈壓政策も露骨になつた。京都に於ける所謂學生事件を筆頭として、各高等學校、専門學校に於ける社會科學運動の壓迫は猛烈を極めたので、自由獲得同盟を組織してそれに對抗運動が試みられたが、當局の嚴重なる取締はそれに活動の自由を與へなかつた。

要するに本年度に於ける社會思想家の運動は、その中心が全く學生に移り、從來の社會思想家の運動との間に確然たる

一時期を劃するに至つた。そしてそれが、所謂社會思想家の運動の一般勞動運動への融合と、一部思想家の運動の潜行的傾向であることは言ふまでもない。

## 第一篇 社會主義的運動

本年度の社會主義的運動は、マルキシズム——殊にレーニンズムの色彩に依つて彩られてゐる。所謂『政治的鬭争への方向轉換』なる合言葉と、それを如何に現實運動に反映せしむるか、理論及び行動の中心問題であつた。然かもそれが主動的勢力をなしたものは、言ふまでもなく學生であつた。無政府主義的運動は大に衰え、黒川聯盟の組織に依つて挽回策が講ぜられたが、單に二三の暴行に鬱を散じたに止つた。従つて運動は、かのアナカボルかの争ひを遠く超えて、マルキシズム陣營内の諸派の争に移つて來た。これは日本社會運動の一大進歩であると言はねばならぬ。

## 第一章 社會主義的團體の設立及解散

### 第一節 社會主義的團體の設立

既に概説に就て述べたやうな事情に依り、本年度に於て特



に社会主義團體の設立されたるものとして擧ぐべきものはない。統一同盟、議會解散運動全國協議會、獨立労働協會等は、その性質上政治運動の項に入れることを妥當と認めためたので、こゝではそれ以外の團體の活動を述べるに止めやうと思ふ。

### 1 黑色聯盟

大勢が政治運動を肯定して政治運動への轉換を企圖してゐる間に、久しく沈滞してゐた無政府主義系の諸團體は、無産政黨反對、自由聯合主義を標榜して更生を計畫し、あらゆる無政府主義團體を網羅する黑色聯盟を組織して一月三十一日芝區協調會館に於て發會式を擧げた。會衆五百餘名頗る盛會であつたが、同夜發會式の歸途聯盟の一團は銀座街頭に於て兩側の大商店を手當り次第に破壊して暴行を演じ檢束者二十二人を出した。右の中松浦良一、松田通泰、山崎眞三、熊谷順二、秋山龍四郎の五名は騷擾罪で起訴せられた。

### 2 大衆教育同盟

政治研究會の後身として五月十六日の政治研究會全國有志協議會に於て組織された。(本章第二節參照)

### 3 その他

その他地方に於て政治研究會の支部、無産青年同盟の支部の設立されたものがあつた。それ以外には特に擧ぐべきほどのものはなかつたやうである。

關西黒旗聯盟 六月三十日 大阪天王寺公會堂で創立大會を開く。

## 第二節 社会主義團體の解散

社会主義團體の解散として特筆すべきものは政治研究會の解散である。大正十三年六月政治運動への火の手があがるやいち早く運動を開始した政治研究會は、大正十四年秋の分裂に依つて左派の中に移つたが、無産政黨組織から除外されると共に漸くその存續を危まれたが、解散か更生を決すべき全國大會も四月四日に開くことを得ず、四月十七日に流れ、遽に五月十六日深川労働學校に於て全國有志協議會として開かれ三十二名出席。劈頭佐野袈裟美氏が開會の挨拶を述べ、二三の労働團體から解散の決議文をつくられ、一、政治研究會即時解體に關する決議案 二、政治研究會解散の件 三、我等の新任務に關する件等を上程し、解散案を一括して議題に供したが議論沸騰し、結局解散論は少數否決となつたが政治研究會を解體して大衆教育同盟とすることとなつた。然しこれに依つて政治研究會は少數の極左分子の手中に陥り、實質的には解散したも同様であつて、全國の政治研究會支部も概ね解散するか他の團體に看板を塗り替へて了つた。

## 第二章 社會主義的團體及

### 個人の運動

#### 第一節 社會主義團體各個の運動

##### 1 無産青年同盟

無産青年同盟は無産青年大衆を組織する目的を以て設立せられたものであり、全国各地に支部を有し、無産政黨組織運動、無産團體協議會等に加はつて活動して來たが、それが全國的結合の爲に全日本無産青年同盟全國協議會が八月一日午前十時から大阪中央公會堂内で開催され、出席代議員三十名

- 一、労働農民黨支持の件(可決)
- 二、労働組合、農民組合全國總聯合促進の件(可決)
- 三、工場青年と農村青年との共同戦線を作るの件(可決)
- 四、官製青年團に對する對争の件(可決)

等を議した。

▲兵庫縣無産青年同盟創立大會——四月四日、神戸市下山手青年會館 ▲全日本無産青年同盟静岡縣聯合大會——九月五日、清水市オペラ館。▲無産青年同盟濱松支部——十一月七日。▲無産青年同盟東京地方擴大委員會——十一月十二日、東京市芝區三田四國町評議會本部樓上にて。▲土崎支部發會式——十二月十五日 ▲無産青年同盟名古屋支部準備會——十二月二十日。

##### 2 黑色聯盟

アナ系の挽回として生れた同團體は一月三十一日發會演說

#### 第四部第一篇 社會主義的運動

會の當夜に於ける銀座暴行事件を筆頭として同系の關西自由人聯盟、黒旗聯盟と共に暴行事件に依つて新聞紙を賑はした。然し計畫的組織的な運動としては特に見るべきものがなかつた。

▲朝鮮問題演說會——三月二十九日、東京本郷三丁目佛教會館 ▲思想問題演說會——七月二十八日、千葉市公會堂。▲思想問題講演會——十二月四日、東京牛込區山吹町大和亭。

##### 3 統一同盟

第二篇第六章政治運動の項參照。

##### 4 獨立労働協會

第二篇第六章政治運動の項參照。

#### 第二節 その他の社會主義團體及

##### 個人の運動

本年度中に於けるこの種の運動として特筆すべきものは甚だ少なかつた。

▲『大庭柯公殺害真相調査會』——進め社主唱の同會の代表者は二月五日ロシア大使館を訪問して、大庭柯公氏の死の真相を發表すべきことを迫つた。▲『洲崎遊廓の爆彈事件』——二月十三日午後十時二十分洲崎遊廓に爆彈を投じたものがあつて都下を騒がした。▲『國際労働救済支部設置の計畫』——ベルリンに本部を有する國際労働救済委員會の幹部リンハルト氏が來朝し三月二十八



日芝協調會館に都下の各労働組合思想團體を招き國際労働救済委員會の支部設置を懇談した。▲『村木源次郎、齋藤光太郎追悼會』——四月十一日横濱市西戸部町二丁目吉田只次方にて。▲『ロシア博覽會』——四月十七日、福井縣商業會議所にて。『パクーニン五十年紀念演說會』——七月一日、東京本所長岡町不二館にて。▲『高尾平兵衛三週年紀念追悼會』——七月八日、東京赤阪清水谷公園皆香園にて。▲『ロシア國情展覽會』——八月二十一日から三日間、ロシア大使館にて。▲『京都府西陣署の怪文書事件』——九月一日京都府西陣署の震災時警戒演習のため行つた非常召集の想定が不明であるとして京都労働團體及び労働黨京滋支部主催で九月十日三條青年會館で批判演說會を催した。▲『大杉榮追悼會』——九月十六日午後六時から本郷區駒込片町一労働運動社にて。▲『無産青年同盟東京地方擴大委員會』——十一月十二日芝區三田四國町評議會本部樓上に開かれたが解散を命ぜられ五十七名の檢束者を出した。

### 第三章 特殊事件

社會主義運動に於て特殊な性質を帯びた事件をこゝに一括して掲げる。必ずしも無産階級運動と密接な連關があるのではないが、世人の耳目を聳動した點に於て注目すべきものである。

その中主要なるものを左に摘記しやう。

▼、『ギロチン團事件』——ギロチン團事件（事件の内容に關し

ては本年鑑大正十五年版四四七頁以下参照）の控訴公判は、一月二十三日午前十時から大阪控訴院第一號公判廷に於て前澤裁判長かゝりて傍聽禁止の中に隔日一週間に亘つて審理を進められたが三月六日左の通りの判決言ひ渡しがあつた。死刑 中濱 哲、無期懲役 河合康左右、小西次郎、懲役十五年 茂野榮吉、内田源太郎、小川義雄、仲喜一、同八年 田中勇之進 同三年 伊藤孝一、上野克己、右の中河合のみ上告し、他は判決通り服罪し、中濱哲は四月十五日大阪刑務所で死刑を執行された。

▲、『共產黨事件』——共產黨事件の控訴公判が本年度に開かれたがその大様は左の通りである。

佐野學氏下獄——三月一日控訴を取下げ即日下獄、第一回控訴公判——四月五日 第二回控訴公判——四月九日 判決——四月二十八日左の如き判決言ひ渡しがあつた。禁錮十月 堺利彦 同 吉川守部、同 高津正道、同 浦田武雄、同 橋浦武雄、同 杉浦啓一、同 上田茂樹、禁錮八月 市川義雄、同 徳田球一、同 高野武二、同 小岩井淨、同 山本縣藏、同 辻井民之助、無罪 山川均、禁錮八月 田所輝明、同 野阪參次、同 西雅雄、同 市川正一、同 高瀬清、同 猪俣津南雄。

この判決に對しては直に上告の手續を採つたが、右の中野阪參次、徳田球一、市川義雄の三氏は四月八日上告を取下げ下獄し他の人々もそれ／＼上告を取下げ下獄し、唯高津正道、猪俣津南雄、浦田武雄、辻井民之助、市川正一、西雅雄の六氏丈けの上告公判が開かれたが、八月二十一日上告棄却の判決言ひ渡しがあつた。

三、『朴烈事件』——大正十二年九月二日大震災當日に於ける鮮人の保護檢束から端なくも暴露した大陰謀事件として報道された所謂朴烈事件の公判は、その第一回は二月十六日、第二回は二月二十七日大審院第二號法廷で特別裁判を以て開かれ、刑法第七十三條の罪として三月二十五日左の如き判決の言ひ渡しがあつた。朝鮮慶尙北道尙州郡北面壯岩里八七〇番 朴庭植弟朴烈事朴準植(二五) 山梨縣東山梨郡諏訪村柚口一二三六番 金子共治妹金子文子(二五) 右兩名に對する刑法第七十三條の罪並に爆發物取締罰則違反被告事件に付判決すること左の如し。

【主文】 被告朴準植及金子文子を各死刑に處す、訴訟費用は全部被告兩名の連帶負擔とす。【事件概要】(司法省發表) 被告朴準植は帝國政府の治下に在るを憚はず陰に朝鮮の獨立を計る異圖を蓄へ大正八年十月頃東京に來りて節賣その他種々の勞働に従事して狀勢を視察し遂に社會主義者無政府主義者等の思想に慍らず人世を以て醜惡の府と爲し自己の生存を否定して萬類の絶滅を期することを以て最終の理想とすると共に帝國の基礎を破壊して反逆的復讐を爲さむことを欲し長くも大逆を企つるに至りたるものなり。被告金子文子は幼時より不幸にして父母に顧られず繼に親族の扶助に依りて成長しその間諸方に流寓し朝鮮にも至りたることありしが、大正九年四月頃志を立て、東京に來り修學中近親の監視を脱し夕刊賣に其他勞務に従事して社會主義者とも交遊し四圍の刺戟に因り漸く思想の變遷を來したる際偶々被告朴準植と相識るに至りその思想に共鳴し大正十一年五月中東京府豊多摩郡代々幡町代々木富谷一四七四番地に同棲するに及び金子文子の前記企

圖に同意し相共に之が目的を遂行せむことを謀り朴は他人に依頼して海外より爆彈の輸入を計畫せる中事發覺して大逆を遂ぐるに至らざりしものなり。

右の判決に對しては四月五日恩赦のお沙汰があり、司法省は次の如く發表した。若槻首相は五日午前十時半東宮御所に伺候し攝政殿下に拜謁仰作けられ朴準植等の大逆事件に關し有難き御思召を拜したり、朴準植及び金子文子兩名は思召に依り死刑を免れ有期懲役に減刑せられるに至れり、皇室の仁慈鴻大無邊、誠に恐懼感激の至りに堪へず。

かくて朴準植は千葉刑務所に、金子文子は栃木縣栃木町在の女囚監に服役することゝなつたが、七月二十三日金子文子は看守の隙をうかゞつて自殺を遂げた。

## 第四章 學生運動

本年は學生運動に對する大彈壓の年であつた。學生運動の中心部隊たる日本學生社會科學聯合會は昨年七月の大會においてマルキシズムを指導精神として學生社會科學運動が無産階級運動の一翼たることを明にして以來、以後益々此の方面に向つて進み、昨年來には參加團體全國十有餘、會員總數千六百餘名に及ぶに到つた。そして聯合會は就中勞働者及び農民教育の方面に向つて花々しい活動をした。だが勞働者農民と學生との接近とそれによる勞働者農民の政治意識の發展は無産階級運動の經濟運動から政治運動への方向轉換、無産政



黨の創立を前にして當路者の氣に病むところとなり、終に彈壓の第一矢は昨年十二月一日京大同大學生檢束事件を以て降つた。この事件はその後其の成行を注目されて居たが、當局は十二月中旬司法省に全國の各控訴院檢事長、各地方裁判所檢事正または首席檢事を召集し檢事總長、司法次官と共に一堂に會し協議の結果徹底的手入れに決し、本年一月から四月にかけて三十八名の學生を檢擧し、治安維持法制定以來最初の犠牲に供するに到つた。

更に當局は全國各學校の研究會に對しては學生聯合會よりの脱退その他の條件を課して研究團體組織の自由を制限し、五月に到るや所謂文相内訓五ヶ條を發して、社會科學研究會のみならず他の多くの研究團體、辨論部、講演部等にまで干渉するに至つた。そして本年を通じて當局の不穩と認められた一回の演說會に出演したとか、所謂不穩なる一片のピラを撒いたとかいふので放校處分に處せられた學生は全國でかなり多數に上つた。

以上の壓迫に對して進歩的學生は或は京大事件家族慰謝發起人會により、或は學生自由擁護同盟の創設により、或は京大事件批判演說會によつて對抗した。そして本年の末には更らに々の學校において、峻嚴なる學校行政に反抗して學生自治權の獲得を目的とする學生自治運動が見られた。だが學生自由擁護同盟の運動も學生自治運動も充分當局の壓迫に抗

して、その成績を收むることが出来なかつた。そこで本年末期には學生聯合會はその運動の方向轉換について活潑なる論議を闘はずに至り、未だその解決を充分見るに至らずして本年は暮れた。次に京大學生事件、學生聯合會脱退強要事件、文相内訓事件、學生自治運動の四に分けて之を述べる。

### 第一節 京都學生事件

昨年十二月一日京大、同大の社會科學研究會會員檢擧事件の發展として、本年一月十五日以來東京、京都、大阪、神戸、福岡、仙臺等各地の檢事局の大活動となり、一月十五日に十七名、一月十八日に一名、一月廿七日に十名、二月七日に一名、三月四日に一名、三月十四日三名、三月十五日一名、四月十二日一名、四月十五日一名、四月廿二日一名、合計三十八名の收容を見、家宅搜索は被收容學生以外京大河上博士、同大教授山本宜治氏、關西學院教授田村市郎、河上丈太郎、松澤兼人、新明正造の諸氏、その他東京、京都、大阪、仙臺、福岡、神戸各地の學生、勞働運動者、勞働組合事務所等數十個所に及んだ。被告學生名、所屬學校、違犯罪名次の如くである。

【治安維持法違反】 白谷忠三(京大) 岩田義道(京大) 鈴木安藏(京大) 永井哲三(京大) 熊谷孝雄(京大) 栗原佑(京大) 黒田久太(京大) 泉隆(京大) 池田隆(京大) 逸見重雄(京大) 鷲谷武二(京大) 古賀二男(京大) 武藤丸楠(京大) 淡徳三郎(京大出身) 藤井米三(京大出身) 大橋積(京大出身) 松本篤一(東大) 野呂榮太郎(慶大) 秋篠政之輔(早稻田高等學院)



内海洋一(同志社) 原田耕(大阪外語) 黒川健三(大阪外語)  
蓬臺恒次(神戸高商) 小崎正潔(關西學院) 上村正夫(京都無  
産者教育協會書記)

【治安維持法違犯及出版法違犯】 太田達一郎(京大) 山崎雄次(京  
大) 橋本省三(京大) 是枝恭二(東大) 村尾薩男(東大) 後藤  
壽夫(東大) 衣谷賀真(慶大) 實川清元(日大) 清水平九郎(明  
治學院) 大浦梅夫(同志社) 宮崎菊次(同志社) 澤田政雄(同  
志社)

【治安維持法違犯及不敬罪】 石田英一郎(京大)  
八月下旬乃至九月月上旬に一同保釋又は責付として出獄。

新聞記事は九月十四日に解禁となつた。犯罪内容は勿論治安維  
持法違犯が中心で、豫審決定書によれば

『被告廿八名ハ執レモ日本帝國ノ國體及經濟組織ト相容レザル  
『マルキシズム』『レーニニズム』ノ社會革命思想ヲ抱懷シ學生  
及無産階級ニ對シ組織的ニ是等ノ革命思想ヲ普及シ之ヲ指導訓  
練シテ所謂無産大衆ヲ抱擁スル大團體ヲ創成シ組織的大衆ノ革  
命運動ニヨリ一切ノ權力ヲ無産階級ニ掌セシメ日本帝國ノ根  
本組織ヲ變革シテ無産階級ノ政治的支配階級タル地位ヲ獲得シ  
其獨裁政治ヲ施行スルト共ニ凡ユル生産機關ヲ社會ノ共有ニ歸  
セシメ以テ經濟組織ノ大根柢タル私有財産制度ヲ破壊シ共產主  
義社會ヲ建設セント企テ其實行ニ關シ種々協議ヲ爲シタル』  
ものにして具體的事實としては(一)大正十四年七月第二回大會に  
於て學生社會科學運動の運動方針に關するテーゼを作製して學生  
社會科學運動の指導精神をマルキシズムと規定し、(二)日本學生

#### 第四部第一篇 社會主義的運動

社會科學關東聯合會においては同年九月マルキシズムを指導精神  
とせる教育テーゼ併びに全國教程の作製に關し協議し、(三)同關  
西聯合會は十一月班生活テーゼにつき協議し、(四)同年十一月京  
大社會科學研究會は校内運動の一般方針に關し協議し、(五)日本  
學生社會科學聯合會は同年十二月東京において學生社會科學運動  
の戰術並びに教育方針につき協議して校内における學生大衆の獲  
得をはかり、(六)關西學生聯合會では四年十一月勞働者並びに農  
民に統一的なマルクス主義教育を施す爲めに、プロカルテーゼ並  
びに教程に就き協議し、(七)京大日大研究會員は京都地方におけ  
る無産者教育を統一するため同年十一月京都地方評議會幹部と  
共に無産者教育協會を設置したが、以上の事實は何れも治安維持  
法第二條に抵触するといふのである。

この事件は全国各地の新聞の誇大的報導と相俟つて一世の視聽  
を集め各方面から之れに對する意見が發表されたが、今その代表  
的なるものをあげれば、

『被告學生の多くは高等學校、中學當時にかかる思想に感染せ  
るもの、原因は健康上又は環境上に由來し深い根柢はない、大  
學だけには研究の自由は許してあるが、一步實際運動に踏み出  
す團體あれば、斷然禁止する。』……岡田文相。

『學生の信念が如何に眞面目であらうと法がある以上裁かなか  
ればならない。由比正雪、大鹽平八郎、近くは大逆事件、共產  
黨事件にも類する大事件で、も少し放つておけば大變なものに  
なつたらう。自分は一大決心を以て檢舉した。』……古賀檢事正  
『吾黨再三の忠告を無視して文相が充分取締らなかつたからだ



文相の責任大だ。……政友會。

『教化運動は、教化運動そのものとしてはそれが私有財産制度非難の普及であつても、私有財産制度否認の實行とは云えない。教化運動そのものであるかは極めて複雑で、觀方によつて何れとも議論を立て得る。従つて私有財産制度非難の意見を有するものが其の普及に關して、論議した場合に、それを單に教化運動そのものでなく、私有財産制度否認の實行としての普及運動に關する協議であると速断することは、最も慎まなければならぬ。……佐々木京大法學部教授。』

『我國無産階級運動が始めて全無産階級的政治闘争の段階にまで登り來つた今日、彼等知識分子の陣營と我等プロレタリアの陣營との結合は絶対必要事ではなければならぬ。かくてこそ無産階級の意識的闘争は展開され、吾等の歴史的使命は始めてよく果たされ得るであらう。而るに無産大衆と之等知識分子との結合による無産階級の力の増大に恐怖しにる支配階級は『研究はよいが實行は悪い』といふ從來の非辨證法的態度を更に押し進めて社會科學研究の自由そのものをも徹底的に禁壓せんとするに到つた。……京都學生事件は單に學生のみの問題ではない。それは全無産階級政治闘争への途上にある日本無産階級運動全體の問題であり反動化せる支配階級に對し政治的自由獲得の一大運動が開始されねばならぬことを、吾等に強制するものである。……關東地方評議會政治部聲明書。』

當の學生聯合會は次の聲明書を出して居る。

『現代社會組織の缺陷はその必然的歸結として國民の大多數を

驅つて絶えざる生活不安に陥れ全國到る處に幾多の悲惨なる問題を勃發せしめつつある。社會をこの不合理より救ひ、社會生活とその正しき道に推進せしむるものは、社會科學の研究と普及とを惜いては他に求め得ない。吾等が組織する社會科學研究會とその聯合會との目指すところは、この行詰れる現實を前に社會生活の理法を究明し、この重大なる時期に青年學徒としての責務を果すと同時に、社會人としての訓練を獲得せんとするに外ならない。而るに何事ぞ支配階級は吾等のこの前攀なる運動に對して絶えず、左傾、赤化云々の不當なる宣傳を以て中傷し、事々に權力を以て彈壓し來つたが、今や廿七名を犠牲に供して治安維持の惡法を擬し、以て一舉に社會科學研究の自由を破壊せんと企つるに到つた。……吾が學生社會科學聯合會は今次の支配階級の封建的壓迫に對して斷乎として抗争せんこと茲に聲明する。學問研究の自由を擁護せよ！ 研究團體組織の自由を確保せよ！』

この事件に對する實際運動として檢舉後直ちに、檢舉學生出身各學校においては、學校當局に向つての『起訴さるるも學校としての處分は見合はされたし』との請願運動行はれ、差入金、裁判費用その他に宛つるための寄附金募集運動が學内および學外の同情者間に行はれ、四月には京都水谷辯護士宅に事務所をおき大山郁夫、森戸辰男、片山哲の三氏を顧問とする家族慰謝發起人會が設けられ、九月記事解禁後は、當局の彈壓反對の聲明書が各方面から表はれ、學生社會科學聯合會は抗議ピラを全國各學校に撒布し各所で批判演說會を催し、十月には勞農黨京滋支部主催の批判



演説會が催され、この事件を機縁として學問研究の自由、出版言論の自由を叫ぶ自由獲得同盟が、政經學界、社會思想社、智友クラブ、行人會、十五年會、耕人會、マルクス協會、無産者新聞社自由協會、大衆社等を中心として關東並びに關西において設けられ、同同盟主催の京大事件批判演説會が東京、京都、大阪、神戸その他で行はれた。

## 第二節 學生聯合會脫退強要事件

文部當局は昨年度において高等學校研究會の解散を命じ、本年一月には學生聯合會中心分子の檢舉事件を見るに到つたが、該檢舉後は更らに一步を進めて各官私大學研究會に向つて學生聯合會脫退その他の條件を強要し、研究團體に對する徹底的な壓迫をはかるに到つた。今、これに關聯する主なる事件をあぐれば、

二月十三日——京大總長は京大研究會に對し、(一)會則中から普及の文字を削除すること、(二)學聯から脫退すること、(三)監督教授を附すること、(四)研究會の組織及事業に就いて定期に報告すること、の四條件のもとに研究會の存置を許すことを申し渡した。

九月二十九日——九大當局は九大讀書會に對し學生聯合會、同日本自由擁護 盟、京都事件家族慰謝發起人會より脫退せよと命令した。之に對し九州學生自由擁護同盟の名前を以て抗議ビラを撒布せる四學生を『校外と連絡を つたから』といふので放校にした。この事件に對し學生自由擁護同盟と自由獲得同盟とは直ちに抗議した。

十一月四日——同志社大學當局は研究會代表に對し、(一)學長の認めた指導教授を附すること、(二)會は學術研究以外の目的を以て會合してはいけない。(三)指導教授を経て學長の許可を得、指導教授の臨席なくしては會合してはいけない。(四)社會科學研究會は本部の學生のみに限る。他學校の學生と連絡し、または豫科や高等商學部の學生を加入させてはいけない。(五)會合は本學部の教室以外で開いてはいけない。の五ヶ條を申し渡した。學生監は學生代表に對し、『文部大臣から研究會の取締を嚴達して來たのに、それを守らねば五十万圓の補助金がもらへぬ』と言つたそ

うである。

十一月十三日——關西學院は同學院研究會に (一)學聯よりの脫退(二)キリスト教精神の遵守を強要した。

以上は重なる二、三の例だが、全國の學校でかかる壓迫を研究團體に加えなかつたものは皆無と云つていい。自由の精神を誇る私學、キリスト教學校にまで反動の風は吹き及んで來た。

## 第三節 文相の内訓とその反對運動

五月二十九日——岡田文相は全國各高等學校長並に各專門學校長に向つて次の内訓五ヶ條を發した。

- 一、研究會並ニ讀書會ハ夫ノ名稱内容ノ如何ヲ問ハズ絶對ニ禁止ス。
- 二、個人トシテノ研究モ社會思想ニ關スルモノハ禁止ス。
- 三、指示シタル書籍雜誌ヲ讀ムコトヲ禁止ス。
- 四、學校外ノ演説ハ夫ノ學術講演タルト否トヲ問ハズ禁止ス。











結果の發表、月刊冊子、パンフレット等の刊行をなすのである。

## 第六章 水平社運動

水平社運動が一般無産階級運動に合流して行く傾向は既に大正十四年度に表はれ水平社の分裂にまで發展したが、大正十五年度に於ては、水平社運動は名實ともに無産階級運動に融合同化して了つた観がある。それは政治行動への進出労働黨支持聯盟として具體的に表はれた。水平社運動當面の目的たる差別撤廢運動も、全国的に相當の波瀾を捲き起したが、その指導精神運動方法等全く従來と角度をかへて進展しつつある。然し同時にかかる傾向を喜ばない一派の擡頭も漸く顯著になつたやうに思はれる。

今左に本年度に於ける水平運動の主なるものを摘出しよう

### 1 大 會

- ▲長野縣水平社大會——二月十五日、長野縣佐久郡望月川西座。
- ▲全國水平社中央委員會——二月二十五日、大阪市北區船場町同社。
- ▲兵庫縣水平社大會——四月三日、氷上郡柏原柏原公會堂。
- ▲大阪水平社大會——四月四日、大阪西區土佐堀青年會館。
- ▲第四回岡山縣水平社大會——四月四日、岡山市内山下醫師會館。
- ▲廣島縣水平社大會——四月四日、福島町一致協會。
- ▲關東水平社大會——四月十四日、群馬縣館林町。第五回全國水平社大會——

五月二日、三日、福岡市大博劇場。▲山口縣水平社大會——五月五日大津郡正明市近松座。▲靜岡縣水平社大會——五月十三日、濱松市濱松座。▲高知縣水平社聯盟大會——六月六日、堀詰座。

▲全國水平社有志大會——八月二十八日、兵庫縣武庫郡住吉村仲區青年會館。▲全國水平社聯合大會——九月五日、香川縣三豐郡觀音寺町琴彈座。▲全國水平社本部移轉——十月十日、福岡市外吉塚九州水平社本部に移轉。▲全國水平社解放聯盟——十月、名古屋市西區平野町三ノ九九。▲三重縣水平社大會——十月十九日、伊賀上野町劇場廣榮座。▲第五回奈良縣水平社大會——十月十七日南葛城郡御所町壽座。▲全國水平社勞農黨支持聯盟創立準備協議會——十月二十二日、大阪中島中央公會堂。▲第五回京都府聯合水平社大會——十一月十五日、京都市高倉會館。

▲全國大會——松本治一郎氏を議長として左の諸件を審議した。

一、宣言綱領の件(可決)一、メーデー參加の件(自由參加なる修正案可決)一、軍事教育反對の件(可決)一、労働組合組織促進の件(可決)一、部落内部失業者救済の件(可決)一、無産團體協議會設置の件(可決)一、水平社教育方針確立の件(可決)一、無産政黨支持の件(共產系と無政府主義系との間に熱烈な論戦が交へられて留保となる)「綱領」我等は人類最高の完成を期して左の諸項を遂行す。一、特殊部落民は部落民自身の行動に依つて絶対の解放を期す。一、我等特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す一、我等は賤視觀念の存在理由を識るが故に明確なる階級意識の上にその運動を進展せしむ。



## 2 差別撤廢運動その他

その重なるものをあぐれば左の如し。

▲長野縣白田署の差別事件——同署巡查小林某なるものが水平社員高橋和作を取調の際差別的言辭を弄したと云ふ事件でかなり注目されたが小林巡查の轉勤で落着した。

▲福岡縣隊事件——福岡縣歩兵第二十四聯隊内に於て差別的言辭を弄したことに端を發した本事件は、その後引き續いて水平社同人と福岡縣隊との間に紛擾をかもし、六月十七日水平社側は演說會を開いて本事件の真相を發表し、徹底的糾弾をすることゝなつた。この間聯隊に於て水平社同人の經驗をきくことゝして一時圓滿解決の曙光が見えたが、水平社同人が軍隊の威信に關する文書を撤布したとて決裂になり、問題は持久戦に入り、水平社九州聯合會が當面の相手として此聯隊問題の對策を講じつゝあつたが、同事件は遂に新聞の記事さし止めとなつた。

▲世良田事件の判決——群馬縣世良田村事件の控訴公判の結果は二月五日左の如く決定。懲役五ヶ月松島喜三次、松島秋芳同六月阪本伊勢五郎、關根新太郎、川田軍藏。

▲八尾争闘事件の同人出獄——大正十二年奈良縣水平社對國粹會の争闘事件の水平社同人南彦四郎、南岡重治、寺澤久太郎、高岡常治郎、松島傳三郎、西辻良之助の六名は七月十三日出獄した。

## 第七章 朝鮮に於ける運動

朝鮮に於ける運動に就ては材料も乏しく、且つ運動が多く潜行的であるのでその真相を詳かにすることが難い。従つて

以下單に材料を月日順に雜然と列擧するに止める。尙朝鮮總督府の調査に依れば、全鮮の思想勞働團體は總計百三十八團體であり、その下に分立するに團體は千に垂んとしてゐると云ふ。従つてその分立抗争もかなり烈しいやうである。

▲新義州青年聯盟員二十三名捕縛——一月四日高麗共產黨と聯絡ある秘密結社運動の嫌疑。

▲金虎門事件——故李王殿下の御發表第三日たる四月二十八日國粹會朝鮮本部次長高山孝行氏及び同民會常任理事佐藤虎次郎氏は金虎門前にて突如一名の鮮人に襲撃せられ高山氏は即死、佐藤氏は重傷を負ふた。犯人は宋簿先と稱し、某大官と誤つて殺したものである。犯人は直に逮捕一審二審とも死刑の判決を受けた。

▲金重漢の判決——朴烈事件の一味である金重漢に對する豫審は五月十五日決定し、公判に附せられ、十月二十六日懲役三年の言渡しがあつた。

▲學生不穩事件——六月十日故李王殿下の國葬當日京城府内八ヶ所に於て萬歳を高唱し不穩文書を撤布した事件である。學生二百名檢束された。

▲天道教事件——六月十日の國葬儀を機として不穩計畫を進めつゝある中未然に發覺して百三十九名の逮捕を見た事件である。中十二名が治安維持法違反及出版法違反として起訴せられた。

▲暴力行爲取締令施行——九月十五日から朝鮮に施行せられるに至つた。



▲衡平社臨時大會——九月二十五日京城雲泥洞中央總本部に開催代議員百二十名。「宣言」一、半ヶ年の歴史を有する奴隸たるわれ等は喪失したる人權を取戻さねばならぬ。二、蹶起せよ衡平階級よ、集れこの旗幟の下に【綱領】一、われ等は經濟條件を必要とする人權解放を根本的使命とす。二、われ等は一般社會的團體と協同提携して合理的社會の建設を期す。三、われ等は衡平運動の圓滑を期す。四、われ等は本階級の當面せる實際的利益のため闘争す。

▲學生事件言ひ渡し——十一月三日、國葬當日の學生不穩事件に對し李炳立に懲役三年、柳晃熙に懲役一年、その他九名に懲役二年の判決言ひ渡しがあつた。

## 第八章 臺灣に於ける運動

臺灣に於ける一切の解放運動も材料乏しく不明であるが、その中であつて臺灣議會設置請願運動のみは稍注目すべき活動を續けた。

▲「文化協會の運動」——臺灣に於ける唯一の解放團體である文化協會では例年の如く臺灣議會設置請願上京委員を選んで上京せしめ代議士渡邊暢、清瀬一郎氏等の手を通じて請願書を提出した。尙第三十一回始政紀念日たる六月十七日には臺北湊町文化講堂に於て演說會を開催した。

## 第九章 社會主義的運動の

### 取締及び對策

社會主義的運動に對する取締及び對策は、もとよりその真相を究明することが困難であるが、外部的に見れば著しく峻嚴の度を加へつゝあるやうに思はれる。殊に所謂赤化運動に對する取締は漸く露骨になりつゝあるやうに見えた。兎も角當局の取締方針は、全く吾人の窺知し得ない所であるから、唯外部に發表された事件を列擧して當局の取締方針の那邊にあるかを推斷せんとするに止めよう。

▲「出版物法案の要綱」——新聞紙法改正を主とする内務省の出版物法案の要綱が一月十五日省内首腦部會議で決定せられ發表を見た。▲「關東州出版物令」——一月十六日、樞密院に御諮詢中の同法案に對して精査委員の任命があつた。▲「暴力行締法案」——暴力行爲取締法案（内容は前年度年鑑四六二頁參照）は愈々三月九日衆議院に提出せられ、三月二十三日委員會を通過した。▲「警察部長會議」五月一日、秘密會として左の事項を上議取締方針を協議した。一、社會主義運動の取締に關する件。二、無產政黨に關する件。三、鮮人保護に關する件。

▲「勞働爭議調停官の配屬數決定」——勞働爭議調停法の實施に伴ふ調停官並に各府縣配屬人員を左の如く決定した。調停官（五名）東京、大阪、兵庫、愛知、福岡調停官補（三十五名）、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡（二名乃至五名）、北海道、長崎、埼玉、千葉、群馬、栃木、三重、静岡、岐阜、長野、岡山、廣島、和歌山、愛媛（以上一名）

▲「思想刑事政策」——司法省刑事局に思想刑事政策課なる一課を



特設して瀧川検事を主任として思想刑策の確立を考究することゝなつた。▲『福岡縣署名會議』——五月二十六日より。▲『警察犯處罰令一部改正』——六月、岡山縣。▲『暴力行爲取締令』——九月十五日から臺灣及び朝鮮に實施せられることゝなつた。▲『全國高等警察事務打合せ會』——小作爭議を中心として九月十四、十五日内務省に開催。▲『全國勞働情報事務主任官會議』——九月十六日、内務省社會局。▲『司法研究實務家會合』——十一月一日。

## 第二篇 反社會主義的運動

社會主義運動並に之と近縁なる諸種の解放運動の異常なる勃興につれて、隱然又は公然反社會主義的目的を抱持する私の諸運動が前者と歩調を共にして益々繁榮するに至つた。資本家の財力と政府の權力とはこれら諸運動の發展を著しく助成したかに見える。

### 第一章 青年訓練所

かねて文部省で立案してゐた青年訓練所の計畫は熟して、四月二十日左の如き青年訓練所令が發布せられた。

第一條 青年訓練所は青年の心身を鍛鍊して國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とす。第二條 青年訓練所に於て訓練を受けることを得るものは概ね十六歳より二十歳までの男子とす。第三條 市町村、市町村學校組合及び町村學校組合は訓練所を設置

第四部第二篇 反社會主義的運動

する事を得。第四條 私人は文部大臣の定むる所に依り青年訓練所を設置することを得。第五條 青年訓練所の訓練科目は修身及び公民科教練普通科職業科とす、普通及び職業科の科目は文部大臣これを定む、特別の事情あるものには文部大臣の定むる所に依り訓練科目の一部を課せざることを得。第六條 青年訓練所に主事及び指導員を置く。第七條 青年訓練所に於ては訓練を受けるものより費用を徴することを得ず但し地方長官の認可を受けたる場合はこの限りに非ず。第八條 青年訓練所は地方長官これを監督す。第九條 青年訓練所の設置廢止訓練の課程その他必要なる事項は文部大臣これを定む。

この青年訓練所令に基いて全國一齊に青年訓練所が設置せられ殊に東京に於ては二十一ヶ所、大阪に於ては百三ヶ所に青年訓練所が設けられ七月一日から花々しく開所せられた。併し青年訓練所のその後の成績は、訓練を受くるものが次第に減じ、各地とも豫期の如くでなかつたやうである。併し文部陸軍の兩省では十月十九日青年訓練に對する最初の打合せ會を開いてその成績に就て次の如く報告してゐる。

『訓練所の成績は豫想以上であり全國に一万二千六十四ヶ所あり未設地は九十ヶ所である。出席歩合は都會で七〇パーセント農村で八〇乃至九〇パーセントである。』

### 第二章 國粹團體各個の運動

#### 第一節 國粹會

その主なるものを列記すれば次の如くである。



▲國粹會館設置計畫——大日本國粹會本部では工費十二万圓で大阪市北區扇町に國粹會本部建設の計畫を立てた。▲香川縣國粹會發會——四月三日琴平町金九座にて。▲石川縣國粹會の結盟式——五月十二日金澤市にて。▲國粹會全國本支部長會議——五月二十四日名古屋商業會議所に於て開催、徽章統一の件、伊勢大廟神前にて結盟式を擧ぐるの件等を可決した。▲國粹會關東本部總會——六月八日上野精養軒にて。▲國粹會津市支部發會——九月二十六日。▲全國國粹會伊勢大廟神前結盟式——十月十日。▲高知縣支部發會——十月三十一日。▲桑名支部發會——十二月十一日。

## 第二節 國本社

平沼騏一郎氏を盟主として國民精神作興の目的を以て組織された國本社は本年各地に支部を組織して活動を續けた。

▲伊勢支部發會——一月六日▲前橋支部發會——二月二十一日▲愛知支部發會——三月十四日▲釜山支部發會——三月二十一日▲香川支部設立——四月六日▲新潟支部發會——四月十四日▲濱松支部——四月十八日▲三島支部發會——四月二十五日▲上越支部發會——五月十六日、高山市にて▲秋田支部發會——五月三十日▲京都支部發會——六月二十七日▲和歌山支部發會——六月二十八日▲水戸支部發會——七月十一日▲石川支部發會——九月二十三日金澤市にて▲福岡支部發會——十月三日。

## 第三節 大東文化協會

政府から年々十萬圓の補助を受けて大正十一年秋東洋の古

典研究を奨励し健實なる思想の涵養を目的として生れた大東文化協會は理事者間の軋轢に依つて絶えず内部の醜狀を暴露しつゝあつたが、遂に井上事件なるものを捲き起した。事件の内容は、大東文化學院の總長井上哲次郎氏が意見の合はざる教授を罷免したことに端を發し、罷免教授組は井上氏の「我が國體と國民道德」なる著書中に不穩の文字ありとして井上氏を糺弾し、朝野の問題となつたが結局井上氏があらゆる公職を辭し該著書を燒棄して落着した。

## 第四節 其の他諸團體の運動

その重なるものを列記すれば左の如し。

▲「建國祭」二月十一日——紀元節當日をトして東京青少年團、在郷軍人會、各學校有志等に依つて建國祭が舉行せられ、それと同時に建國會が設立された。▲「國務思想普及會」——二月十二日葵文庫にて▲「日本思想研究會講演會」——三月二十一日、名古屋市會議事堂にて▲「高知青年公民會創立大會」四月三日、高知市にて▲「報德會創立紀念大會」——四月三日▲「淡路農民正義團の示威運動」——五月一日▲「日本健兒聯盟發會」——五月九日、東京市九段にて▲「京大猶興學會」——五月二十一日▲「日本魂聯盟結盟式」——五月三十日東京日比谷音樂堂にて▲「日本正義團奈良支部發會」——六月三日▲「全日本學生聯盟」——六月六日▲「極東民大會」——七月一日▲「國粹日龍會」——十月十一日奈良橿原にて▲「大日本神農會發會」——十一月三日、東京代々木にて▲「日本正義團關西本部結盟式」——十一月十六日、大阪中央公會堂